

家庭用コージェネレーション・給湯暖房システム契約
(選択約款)

2025 年 11 月 1 日

株式会社高岡ガスサービス

F0009

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款及び変更の揭示等	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	3
9. その他	3
付 則	4
(別表)	
1. 供給地点群	5
2. 早収料金の算定方法	5
3. 料金表	6

1. 目 的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステム又は給湯暖房システムの普及を通じ当社のガス小売事業における供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款及び変更の揭示等

- (1) 当社は、この選択約款を、当社窓口等に揭示し、当社のホームページにも掲載いたします。
- (2) 当社は、契約期間中であってもこの選択約款を変更することがあります。この場合、供給条件等は、変更後の選択約款によるものとし、(4) 及び (5) の規定に従い変更後の選択約款の揭示及び書面交付等を行います。
- (3) お客さまは、この選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解除することができます。
- (4) 当社は、選択約款に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容及び効力発生時期を当社窓口等に揭示して周知いたします。
- (5) この選択約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし、(6) に定める場合を除きます。
 - ① 変更をしようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が定めた方法」といいます。）により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。
 - ② 変更後の書面交付は、当社が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、当社の名称及び住所、契約年月日並びに供給地点特定番号（以下、3の(9)により、読み替えます。）を記載して行います。
- (6) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のこの選択約款による契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (2) 「家庭用給湯暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うとともに給湯も行うシステムをいいます。
- (3) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (5) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部

分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」は、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (9) 「供給地点特定番号」とは、お客さまのガスの需要場所を特定する番号であり、当社において、管理番号と読み替えます。

4. 適用条件

- (1) お客さまが、家庭用としてコージェネレーションシステム又は給湯暖房システムを専用住宅又は併用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池の定格発電出力（機器容量）が5kW以下であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後、契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 本契約を解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更されたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.210円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.210円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額及び半期は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）
別表3(1)の供給地点群に該当する基準平均原料価格を適用します。
- ② 平均原料価格（トン当たり）
別表1の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を平均原料価格といたします。なお、平均原料価格は、当社窓口等に提示します。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本小売約款の実施期日

本選択約款は、2025年11月1日から実施します。

2. 本小売約款の実施に伴う切替措置

2025年11月1日から2025年11月30日までの間に支払義務が発生する料金については、本選択約款の実施前のガス小売供給選択約款に基づき料金を算定するもの
といたします。

(別 表)

1. 供給地点群

No.	供給地点群名
1	佐野緑町団地
2	矢田団地
3	吉久ニュータウン
4	常国住宅団地
5	戸出住宅団地

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調

整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算定により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 調整単位料金

基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

	供給地点群名	基準平均 原料価格		基本料金	基準単位料金
1	佐野緑町団地	78,890	1立方メートルにつき	2,750.00	352.00
2	矢田団地	78,890	1立方メートルにつき	2,750.00	352.00
3	吉久ニュータウン	78,890	1立方メートルにつき	2,750.00	352.00
4	常国住宅団地	78,890	1立方メートルにつき	2,750.00	352.00
5	戸出住宅団地	78,890	1立方メートルにつき	2,750.00	352.00